

滝上町ふるさとづくり寄付(ふるさと納税)に係る 返礼品の見直しについて

近年、全国的に話題となっているふるさと納税については、本町においても町民の皆様にもご支援を頂きながら取り組みを進めているところであります。

そのような中、全国的な返礼品競争の過熱により、寄付に係る返礼品の取扱いを見直すよう、平成29年4月に総務省から通知があったところです。

その通知において、同一自治体の住民からの寄付については、返礼品をお返ししないよう、指導を受けているところであります。

上記の指導を受け、本町では平成29年10月1日以降、町民の皆様から寄付があった際には、返礼品をお返ししないことといたしますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

役場まちづくり推進課

☎ 0158-29-2111(内線 254・271)